

伊勢原市公告第50号

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

伊勢原市ペットボトル中間処理業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年 4月 5日
伊勢原市長 高山 松太郎

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 事業名称 伊勢原市ペットボトル中間処理業務
- (2) 事業場所 受注者の施設内
- (3) 業務委託期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日まで
- (4) 業務の概要

本業務は、本市資源収集運搬事業者がペットボトルを資源リサイクルセンター（住所：下糟屋 1280-1。以下「指定保管施設」という。）へ収集運搬した後の業務であり、指定保管施設で保管しているペットボトルを、受注者が所有する中間処施設へ搬入し、選別・圧縮・梱包を行いベール化したペットボトル（以下「ベール品」という。）を発注者の指定保管施設へ搬出後、公益社団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」という。）と再商品化の委託契約を締結した事業者（以下「再商品化事業者」という。）へ適切に引渡す業務を委託するものである。なお、これらの業務遂行に際し、指定法人が定める規定がある場合は当該規定に従うこと。（詳細は別紙仕様書を参照）

- (5) 予算限度額 90円/kg（税抜）
- (6) 支払方法 発注者が受注者の適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う支払うものとし、月額払いとする。

2 参加資格等に関する事項

本業務のプロポーザルに参加できる者は、公示日において次に掲げる事項を満たすものとする。また、公示日から受注候補者特定の日までに、参加資格を欠くような事態が生じた場合には失格とする。なお、複数の事業者による共同提案も認めないものとする。

- (1) 本市から本市競争入札参加資格停止等措置要領により競争入札の参加に関して指名停止を受けていない者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていない者。

- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがされていない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続をしていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (6) 受注候補者となった場合、自らその業務を実施する者であること。
- (7) 本市の令和6年度資格者名簿（一般委託）で、営業種目が「廃棄物処理の請負」に登録のある者。
- (8) 収集運搬業務について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に定める市町村長の許可を有し一般廃棄物収集運搬業務を行っている者、または、市町村から収集運搬業務を受注している者であって、いずれかの業務経験が過去5年以内において2年以上ある者。
- (9) 中間処理業務について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項に定める市町村長からの許可を有し一般廃棄物の処分業を行っている者、または、市町村から処分業を受注している者。もしくは、同法20条の2第1項に定める廃棄物再生事業者登録を受け中間処理業務を行っている者。
- (10) 中間処理施設が建築基準法に基づく建築確認が必要な場合は、建築確認を受けていること。
- (11) 中間処理施設が処理能力5トン/日以上の場合は、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けていること。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (13) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。
- (14) 暴力団の構成員を役員に含めないこと。

3 質問に関する事項

- (1) 本実施要領及び仕様書等に記載された内容について質問がある場合は、質問書に質問内容を具体的かつ簡潔に記載し、電子メールにて担当課へ提出すること。また、質問を送信した場合は、必ず電話で担当者に受信確認をすること。なお、電子メール以外での問い合わせには応じない。質問が無い場合には、質問書の提出は不要とする。

提出期限 令和6年4月12日（金）午後5時まで

- (2) 質問に対する回答は市ホームページにて行うこととし、個別での対応は行わない。また、質問への回答は本要領等と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

回答予定日 令和6年4月19日（金）

4 参加申し込み及び審査書類提出に関する事項

- (1) 参加希望者は参加申込書を電子メールで提出し、参加申し込みを行うものとする。

提出期限 令和6年4月26日（金）午後5時まで

(2) 審査書類等の提出は、原則、事前連絡した後、担当窓口への持参すること。受付時間は平日開庁日の午前8時30分から午後5時。何らかの事情で来庁が難しい場合は、必ず事前に担当へ連絡すること。来訪時の口頭による質問は受け付けない。

提出期限 令和6年5月10日(金)午後5時まで

5 1次審査(書類審査)

(1) 審査方法

提出された書類について「本市ペットボトル中間処理業務にかかる企画提案協議審査基準」により選考委員が審査し、高い点数を得た提案者を選考する。ただし、提案者が3者以下の場合は1次審査を省略し、2次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション等による審査を実施する。

(2) 審査結果の通知及び2次審査の詳細送付

①通知日 令和6年5月10日(金)～15日(水)

②審査結果の通知方法

全参加申込書提出者に電子メールで通知する。なお、審査結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。提案者が3者以下の場合は、3者以下で1次審査が省略されたことを通知する。

③2次審査の詳細送付

1次審査通過者には、審査結果通知とともに2次審査の日時及び場所等の詳細について通知する。

6 2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

(1) 審査方法

1次審査で選定した上位3者からプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、書類審査事項を評価する。提案者が3者以下の場合は、プレゼンテーション等を受け、「伊勢原市ペットボトル中間処理業務にかかる企画提案協議審査基準」により選考委員が審査もって評価する。点数が最も高い提案者を優先交渉権者に、次順位の提案者を次点交渉権者として選定する。

①日時 令和6年5月20日(月) (予定)

②場所 別途通知

※実施方法については実施要領を参照

(2) 審査結果の通知及び公表

①通知日 令和6年5月24日(金)

②審査結果の通知方法

2次審査参加者に電子メールで通知する。なお、優先交渉権者及び次点交渉権者の事業者名については、ホームページで公表する。審査結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

7 契約方法

提出された企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、本市との優先交渉権者にて仕様書や契約内容について協議を行い、随意契約により契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点交渉権者との協議を行うものとする。

8 担当事務局

伊勢原市経済環境部清掃リサイクル課資源循環係

※窓口開庁時間は平日午前8時30分から午後5時まで

担当：横山（亜）、秋山

住所：〒259-1138 伊勢原市神戸 378 番地（環境美化センター）

電話：0463-94-7502

電子メール：bika-c@isehara-city.jp